

航空自衛隊訓令第9号

防衛庁組織令（昭和29年政令第178号）第144条の規定に基づき、航空幕僚監部の内部組織に関する訓令を次のように定める。

昭和34年5月29日

防衛庁長官 伊能 繁次郎

航空幕僚監部の内部組織に関する訓令

<b>改正</b>	昭和35年4月30日	空自訓第2号	昭和60年4月6日	空自訓第19号	平成13年3月30日	空自訓第29号
	昭和35年8月30日	空自訓第8号	昭和60年9月27日	空自訓第26号	平成15年3月26日	空自訓第13号
	昭和36年2月20日	庁訓第7号	昭和60年12月25日	庁訓第47号	平成15年3月31日	空自訓第21号
	昭和36年7月15日	空自訓第4号	昭和61年4月5日	空自訓第21号	平成16年3月30日	空自訓第30号
	昭和37年9月22日	空自訓第5号	昭和61年12月19日	空自訓第27号	平成18年3月24日	空自訓第17号
	昭和40年7月31日	空自訓第4号	昭和62年5月21日	空自訓第21号	平成18年7月28日	庁訓第83号
	昭和42年9月30日	空自訓第4号	昭和63年4月8日	空自訓第25号	平成19年1月5日	庁訓第1号
	昭和42年10月7日	空自訓第5号	平成元年3月15日	空自訓第13号	平成19年3月30日	省訓第28号
	昭和43年9月10日	空自訓第1号	平成2年6月8日	空自訓第17号	平成19年8月30日	省訓第145号
	昭和45年6月18日	庁訓第26号	平成2年10月1日	庁訓第38号	平成22年6月30日	省訓第29号
	昭和47年6月28日	空自訓第23号	平成3年4月12日	空自訓第17号	平成23年4月1日	省訓第16号
	昭和49年4月8日	空自訓第12号	平成4年4月10日	空自訓第22号	平成24年4月6日	省訓第15号
	昭和51年9月16日	空自訓第20号	平成4年6月26日	庁訓第47号	平成26年3月24日	省訓第10号
	昭和52年12月15日	空自訓第20号	平成5年4月1日	空自訓第17号	平成26年5月30日	省訓第35号
	昭和53年1月30日	空自訓第4号	平成5年5月28日	庁訓第42号	平成26年12月9日	空自訓第23号
	昭和53年4月4日	空自訓第12号	平成7年3月27日	空自訓第14号	平成27年10月1日	省訓第39号
	昭和54年4月4日	空自訓第12号	平成8年5月11日	空自訓第7号	平成28年10月1日	省訓第57号
	昭和54年9月22日	空自訓第17号	平成9年1月17日	庁訓第1号	平成30年3月26日	省訓第15号
	昭和55年4月5日	空自訓第26号	平成9年4月1日	空自訓第22号	平成31年3月20日	省訓第5号
	昭和57年9月28日	空自訓第27号	平成11年3月26日	空自訓第6号	令和2年3月25日	省訓第14号
	昭和58年4月5日	空自訓第17号	平成12年3月21日	空自訓第8号		
	昭和59年4月11日	空自訓第18号	平成13年1月6日	空自訓第2号		

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 総務部

総務課（第2条—第12条）

会計課（第13条—第17条）

第3章 人事教育部

人事計画課（第18条—第23条）

補任課（第24条―第28条）  
厚生課（第29条―第32条）  
援護業務課（第33条―第35条の2）  
教育課（第36条―第41条）

#### 第4章 防衛部

防衛課（第42条―第48条）  
装備体系課（第49条―第54条）  
情報通信課（第55条―第59条）  
施設課（第60条―第67条）

#### 第5章 運用支援・情報部

運用支援課（第68条―第74条）  
情報課（第75条―第79条）

#### 第6章 装備計画部

装備課（第80条―第87条）  
整備・補給課（第88条―第96条）

#### 第7章 監理官、会計監査室、副監理官、監察官、副監察官、次席法務官、法務官、次席衛生官及び衛生官（第97条―第99条）

#### 第8章 雑則（第100条―第102条）

#### 附則

##### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、航空幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）の内部組織の細部に関し必要な事項を定めるものとする。

##### 第2章 総務部

（総務課）

第2条 総務課に、総務調整官1人を置く。

2 総務調整官は、課長の命を受け、総務課の所掌事務を整理する。

第3条 総務課に、次の3班及び4室並びに副官2人及び警務管理官1人を置く。

総 務 班  
文 書 班  
渉 外 班  
庶 務 室

広 報 室

基地対策室

情報公開・個人情報保護室

(総務班)

第4条 総務班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 各部、監理監察官、首席法務官及び首席衛生官の事務の連絡調整に関すること（基地対策室の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。
- (3) 礼式、服制、旗章及び標識に関すること。
- (4) 航空自衛隊史の編さんに関すること。
- (5) 幕僚監部の当直勤務及び行事の統一に関すること。
- (6) 部内における物品供用官事務に関すること。
- (7) 航空機の搭乗に関すること（教育訓練に関するものを除く。）。
- (8) 警務官及び警務官補の職務に関すること（警務管理官の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 警務部隊に関すること（警務管理官の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 幕僚監部の庶務に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(文書班)

第5条 文書班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）及び航空幕僚副長（以下「幕僚副長」という。）の官印及び幕僚監部印の保管に関すること。
- (2) 文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (3) 文書の審査（首席法務官の所掌に属するものを除く。）、認証及び発信調整に関すること。
- (4) 航空自衛隊法規類綴の編集に関すること。

(渉外班)

第6条 渉外班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 渉外に関すること。
- (2) 渡航事務に関すること。

(庶務室)

第7条 庶務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 幕僚長及び幕僚副長の庶務の整理その他特命事項に関すること。
- (2) 幕僚副長の行う幕僚監部の部務の整理の補助に関すること。

(3) 幕僚長及び幕僚副長に対する文書の進達に関すること。

(広報室)

第8条 広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 広報に関すること。

(2) 音楽隊に関すること。

(基地対策室)

第9条 基地対策室は、基地対策及び環境の保全に関する事務をつかさどる。

(情報公開・個人情報保護室)

第10条 情報公開・個人情報保護室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 情報の公開に関すること。

(2) 保有個人情報の保護に関すること。

(副官)

第11条 副官は、課長の命を受け、幕僚長及び幕僚副長の庶務をつかさどる。

(警務管理官)

第12条 警務管理官は、課長の命を受け、警務官及び警務官補の職務に関する事務並びに警務部隊に関する事務のうち特定の重要な事項に係るものをつかさどる。

(会計課)

第13条 会計課に、次の4班を置く。

経 理 班

予 算 班

主 計 班

審 査 班

(経理班)

第14条 経理班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 会計事務の総合計画に関すること。

(2) 金銭会計の制度の調査、研究及び改善に関すること。

(3) 航空機の液体燃料その他の需品の貸付けに係る対米決済に関すること。

(4) 会計事務に関する技術指導に関すること。

(5) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(予算班)

第15条 予算班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 予算の編成に関すること。

(2) 支出負担行為の計画に関すること。

(3) 予算の示達に関すること。

(主計班)

第16条 主計班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 支出に関すること。

(2) 支出負担行為の実施に関すること。

(3) 歳入徴収に関すること。

(4) 債権管理に関すること。

(審査班)

第17条 審査班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 支出、支払、収入、保管金及び債権に関する計算書及び証拠書類の審査に関すること。

(2) 計算証明に関する技術指導に関すること。

### 第3章 人事教育部

(人事計画課)

第18条 人事計画課に人事計画調整官1人を置く。

2 人事計画調整官は、課長の命を受け、人事計画課の所掌事務を整理する。

第19条 人事計画課に、次の5班を置く。

企 画 班

制 度 班

推進企画班   ワークライフバランス

養 成 班

募 集 班

(企画班)

第20条 企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 職員の人事の計画の総合調整に関すること。

(2) 自衛官及び自衛官候補生の補充の計画に関すること（募集班の所掌に属するものを除く。）。

(3) 人事に関する電子計算組織による事務処理の企画に関すること。

(4) 知能、性格等に関する適性検査に関すること。

(5) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(6) 部内における物品供用官事務に関すること。

(制度班)

第21条 制度班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の人事に関する制度の調査、研究及び改善に関すること（ワークライフバランス推進企画班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 予備自衛官の制度に関すること。  
（ワークライフバランス推進企画班）

第21条の2 ワークライフバランス推進企画班は、女性職員活躍及びワークライフバランスの推進に関する事務をつかさどる。

（養成班）

第22条 養成班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の昇任、昇格及び養成の計画に関すること。
- (2) 事務官等（自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官以外の職員をいう。第27条において同じ。）の補充の計画に関すること。  
（募集班）

第23条 募集班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官の募集に関すること。
- (2) 予備自衛官の招集手続に関すること。  
（補任課）

第24条 補任課に、次の2班及び2室を置く。

人事第1班

人事第2班

職員人事管理室

サービス室

（人事第1班）

第25条 人事第1班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 幹部自衛官及び幹部候補者たる自衛官の任免、補職、昇給、特技付与その他の人事に関すること（人事計画課及びサービス室の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 空尉の階級を指定された予備自衛官の任免、特技付与その他の人事に関すること（人事計画課及びサービス室の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 幹部自衛官、幹部候補者たる自衛官及び空尉の階級を指定された予備自衛官（以下この条において「幹部」という。）の人事記録、人事評価記録書及び飛行記録の整理及び保存に関すること。
- (4) 幹部の人事評価記録書に関すること。

- (5) 幹部の年度充員計画に関する事。
- (6) 幹部名簿に関する事。
- (7) 課内の事務の総括及び庶務に関する事。

(人事第2班)

第26条 人事第2班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 准空尉、空曹及び空士の任免、補職、昇給、特技付与その他の人事に関する事（人事計画課及び服務班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 自衛官候補生の任免その他の人事に関する事（人事計画課及び服務室の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 准空尉以下の階級を指定された予備自衛官の任免、特技付与その他の人事に関する事（人事計画課及び服務班の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 准空尉、空曹、空士及び准空尉以下の階級を指定された予備自衛官（以下この条において「准空尉及び曹士」という。）並びに退職者（自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官に限る。）の人事記録及び人事評価記録書の整理及び保存に関する事。
- (5) 准空尉及び曹士の人事評価記録書に関する事。
- (6) 准空尉及び曹士の年度充員計画に関する事。
- (7) 各種証明及び認識番号に関する事。

(職員人事管理室)

第27条 職員人事管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事務官等の任免、昇給その他の人事に関する事（人事計画課及び服務室の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 事務官等（退職者を含む。）の人事記録及び人事評価記録書の整理及び保存に関する事。
- (3) 事務官等の人事評価記録書に関する事。
- (4) 事務官等の年度充員計画に関する事。

(服務室)

第28条 服務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の分限、懲戒、服務及び規律に関する事。
- (2) 職員の表彰に関する事。
- (3) 賞勲の申請手続に関する事。
- (4) 職員の死亡認定に関する事。

(厚生課)

第29条 厚生課に、次の2班及び給与室を置く。

厚生班

共済班

(厚生班)

第30条 厚生班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の福利厚生に関すること。
- (2) 厚生経費の運用に関すること。
- (3) 職員の宿舎に関すること（施設課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 殉職者の遺族の援護に関すること。
- (5) 厚生事務に関する技術指導に関すること。
- (6) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(共済班)

第31条 共済班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の共済組合に関すること。
- (2) 職員の恩給に関すること。

(給与室)

第32条 給与室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の給与に関すること。
- (2) 給養に関すること。
- (3) 糧食の品質管理、調査、研究及び改善に関すること。
- (4) 職員の退職手当に関すること。
- (5) 職員の災害補償に関すること。
- (6) 特別弔慰金及び賞じゅつ金に関すること。
- (7) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

(援護業務課)

第33条 援護業務課に、次の3班を置く。

計画班

援護第1班

援護第2班

(計画班)

第34条 計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 職員の再就職の援助の計画及びその実施の調整に関すること。



(2) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(援護第1班)

第35条 援護第1班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人への求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関して職員に協力すること（計画班の所掌に属するものを除く。）。

(2) 前号の再就職を容易にするための広報の実施に関すること。

(援護第2班)

第35条の2 援護第2班は、職員の再就職に関し、求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関する職員への協力及び当該再就職を容易にするための広報の実施に関する事務（計画班及び援護第1班の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(教育課)

第36条 教育課に、次の5班を置く。

計 画 班

一般教育班

飛行教育班

術科教育班

個人訓練班

(計画班)

第37条 計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 教育訓練（運用支援課の所掌に属するものを除く。次条、第39条及び第40条において同じ。）の総合計画に関すること。

(2) 学校及び教育訓練部隊における調査及び研究の計画の総合調整に関すること。

(3) 留学計画に関すること。

(4) 委託教育の総合調整に関すること。

(5) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(一般教育班)

第38条 一般教育班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 一般教育その他の教育訓練の計画に関すること（飛行教育班、術科教育班及び個人訓練班の所掌に属するものを除く。）。

(2) 一般教育の任務を有する部隊及び機関（以下「部隊等」という。）に関すること。  
（飛行教育班）

第39条 飛行教育班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飛行教育その他の飛行に関する教育訓練の計画に関すること。
- (2) 航空機による適性検査に関すること（首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 飛行教育の任務を有する部隊に関すること。  
（術科教育班）

第40条 術科教育班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 術科教育その他の術科に関する教育訓練の計画に関すること（個人訓練班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 術科教育の任務を有する部隊等に関すること。  
（個人訓練班）

第41条 個人訓練班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 個人訓練の計画に関すること。
- (2) 教範、教材その他の教育訓練資料の整備に関すること。
- (3) 教材整備隊に関すること。

#### 第4章 防衛部

（防衛課）

第42条 防衛課に、防衛調整官1人を置く。

2 防衛調整官は、課長の命を受け、防衛課の所掌事務を整理する。

第43条 防衛課に、次の4班及び分析室並びに分析企画官1人を置く。

防 衛 班

防衛協力班

業務計画班

編 成 班

（防衛班）

第44条 防衛班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 防衛及び警備の総合計画に関すること（防衛協力班及び装備体系課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）第3条に規定する防衛力指針、統合運用構想、能力分析及び能力評価の作成に関する協力に関すること。
- (3) 部隊等の配置に関すること。

(4) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(5) 部内における物品供用官事務に関すること。

(防衛協力班)

第44条の2 防衛協力班は、防衛の分野における国際的な協力及び交流の計画に関する事務をつかさどる。

(業務計画班)

第45条 業務計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 業務計画（防衛班の所掌に属するものを除く。以下この条において同じ。）の計画諸元の設定に関すること。

(2) 業務計画の作成に関すること。

(3) 業務計画の実施の調整に関すること。

(編成班)

第46条 編成班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 幕僚監部の組織及び定員に関すること。

(2) 部隊等の組織、定員及び編成に関すること。

(3) 装備の基準及び装備表の作成に関すること。

(分析室)

第47条 分析室は、オペレーションズ・リサーチに関する事務（分析企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(分析企画官)

第48条 分析企画官は、課長の命を受け、オペレーションズ・リサーチに関する事務のうち特定の重要な事項に係るものをつかさどる。

(装備体系課)

第49条 装備体系課に、装備体系調整官1人を置く。

2 装備体系調整官は、課長の命を受け、装備体系課の所掌事務を整理する。

第50条 装備体系課に、次の4班を置く。

装備体系企画班

装備体系第1班

装備体系第2班

性能評価班

(装備体系企画班)

第51条 装備体系企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 装備体系の総合に関すること。
- (2) 自動警戒管制システム及び電子戦器材に係る装備体系に関すること。
- (3) 自動警戒管制システム及び電子戦器材に係る装備の基準に関すること。
- (4) 防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。
- (5) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(装備体系第1班)

第52条 装備体系第1班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 航空機（早期警戒機、早期警戒管制機、電子測定機及び飛行点検機を除く。次号において同じ。）に係る装備体系に関すること。
- (2) 航空機に係る装備の基準に関すること。

(装備体系第2班)

第53条 装備体系第2班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 装備体系に関すること（装備体系企画班及び装備体系第1班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 装備の基準に関すること（装備体系企画班及び装備体系第1班の所掌に属するものを除く。）。

(性能評価班)

第54条 性能評価班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 防衛装備庁に対する航空機、装備品及び食糧その他の需品（以下「航空装備品等」という。）の技術研究及び技術開発の要求の基本に係る技術の調査、分析及び評価に関すること。
- (2) 防衛装備庁に対する航空装備品等の技術研究及び技術開発の要求性能に関すること。
- (3) 防衛装備庁に対する航空装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

(情報通信課)

第55条 情報通信課に、次の4班を置く。

計画班

電子計算機システム班

情報通信運用班

情報保証班

(計画班)

第56条 計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報通信に関する事務の総合計画に関すること。
- (2) 情報システム（電子計算機システムを除く。）及び通信の計画に関すること。

- (3) 暗号、信号及び通信保全の計画に関すること。
- (4) 前2号に掲げる事務に関する技術指導に関すること。
- (5) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(電子計算機システム班)

第57条 電子計算機システム班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 電子計算機システムの計画に関すること（情報保証班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 前号に掲げる事務に関する技術指導に関すること。

(情報通信運用班)

第58条 情報通信運用班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報システム及び通信の使用計画及び運用に関すること（情報保証班の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 電波の使用計画及び監理に関すること。
- (3) 暗号、信号及び通信保全の運用に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事務に関する技術指導に関すること。

(情報保証班)

第59条 情報保証班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報保証に関すること。
- (2) 通信及び電波器材の運用に必要な電子計算機の利用技術の企画に関すること。
- (3) 通信及び電波器材の運用に必要な電子計算機のプログラムの使用計画及び機能管理に関すること。
- (4) 第1号及び前号に掲げる事務に関する技術指導に関すること。

(施設課)

第60条 施設課に、次の6班及び施設整備企画調整官1人を置く。

計 画 班

施設基準班

管 理 班

建設第1班

建設第2班

通信建設班

(計画班)

第61条 計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 施設事務の総合計画及び促進に関すること。（施設整備企画調整官の所掌に属するものを

除く。)

(2) 国有財産（提供解除の要求及び借上を含む。）に関する事（整備・補給課の所掌に属するものを除く。）。)

(3) 国設宿舎の取得（不動産買収及び建設を含む。）及び処分の要求に関する事。

(4) 課内の事務の総括及び庶務に関する事。

（施設基準班）

第62条 施設基準班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 施設に関する基準の設定及び研究改善に関する事。

(2) 航空図、地図等に関する事。

（管理班）

第63条 管理班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 施設の運営（光熱、水料、庁用燃料及び消火に関するものを含む。）に関する事。

(2) 施設の小規模な修理に関する事。

(3) 土木工事の受託に関する事。

(4) 施設部隊に関する事。

(5) 施設に関する技術指導に関する事。

（建設第1班）

第64条 建設第1班は、飛行場を有する基地に関し次に掲げる事務をつかさどる（通信建設班の所掌に属するものを除く。）。)

(1) 施設の利用計画、改善及び大規模な修理に関する事。

(2) 施設の取得及び処分の要求に関する事。

（建設第2班）

第65条 建設第2班は、飛行場を有しない基地に関し前条各号に掲げる事務をつかさどる（通信建設班の所掌に属するものを除く。）。)

（通信建設班）

第66条 通信建設班は、通信施設に関し第64条各号に掲げる事務をつかさどる。

（施設整備企画調整官）

第67条 施設整備企画調整官は、課長の命を受け、施設事務の総合計画及び促進に関する事務のうち特定の重要な事項に係るものをつかさどる。

第5章 運用支援・情報部

（運用支援課）

第68条 運用支援課に、運用支援調整官1人を置く。

2 運用支援調整官は、課長の命を受け、運用支援課の所掌事務を整理する。

第69条 運用支援課に、次の4班及び輸送室を置く。

計画班

部隊訓練第1班

部隊訓練第2班

演習・検閲班

(計画班)

第70条 計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給、保健衛生、職員の人事及び補充、通信、電波の使用、整備、輸送並びに施設の計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関すること。
- (2) 前号の計画に係る日米防衛協力の研究に関すること。
- (3) 第1号、次条、第72条第1号から第6号まで、第73条第1号及び第74条第4号の事務に必要な部隊の活動状況の把握に関すること。
- (4) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関すること。
- (5) 部内における物品供用官事務に関すること。

(部隊訓練第1班)

第71条 部隊訓練第1班は、部隊の訓練に関する事務をつかさどる(部隊訓練第2班及び輸送室の所掌に属するものを除く。)

(部隊訓練第2班)

第72条 部隊訓練第2班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 救難部隊、輸送部隊、航空管制部隊、気象部隊及び飛行点検部隊の訓練に関すること(輸送室の所掌に属するものを除く。)
- (2) 飛行場及び場外着陸場の使用に関すること。
- (3) 航空管制に関すること。
- (4) 航空気象に関すること。
- (5) 航空機の運航管理及び飛行情報に関すること(演習・検閲班の所掌に属するものを除く。)
- (6) 航空保安施設の飛行点検に関すること。
- (7) 第2号から前号までに掲げる事務に関する技術指導に関すること。

(演習・検閲班)

第73条 演習・検閲班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 部隊の訓練の検閲及び演習に関すること。

(2) 空域の設定及び使用に関すること。

(輸送室)

第74条 輸送室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 輸送の計画に関すること。

(2) 輸送に関する基準の設定、研究改善及び資料の収集整理に関すること。

(3) 輸送に関する技術指導に関すること。

(4) 特別航空輸送隊の訓練に関すること。

(情報課)

第75条 情報課に、次の2班及び2室を置く。

計 画 班

武官業務班

情報運用室

情報保全室

(計画班)

第76条 計画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 第44条第1号から第3号まで、第45条、第46条、第51条第1号から第4号まで、第52条及び第53条に掲げる事務（行動に関し必要な編成、装備及び配置の計画に関するものを除く。）に必要な情報の収集整理及び配布に関する計画及び総合調整に関すること。

(2) 情報の収集整理及び配布を任務とする部隊に関すること。

(3) 情報の収集整理及び配布に関する技術指導に関すること。

(4) 写真業務に関すること。

(5) 課内の事務の総括に関すること。

(武官業務班)

第77条 武官業務班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 外国空軍武官等との連絡調整に関すること。

(2) 前条第1号に規定する情報に係る交流に関すること。

(情報運用室)

第78条 情報運用室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 第76条第1号に規定する情報のうち国外情報の収集整理及び配布の実施に関すること（武官業務班の所掌に属するものを除く。）。

(2) 第76条第1号に規定する情報のうち国外情報の見積りに関すること。



(3) 航空地誌業務に関する事（施設課の所掌に属するものを除く。）。

（情報保全室）

第79条 情報保全室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 保全に関する事（情報通信課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 第76条第1号に規定する情報のうち国内情報の収集整理及び配布の実施に関する事。

(3) 第76条第1号に規定する情報のうち国内情報の見積りに関する事。

(4) 調査業務に関する事。

#### 第6章 装備計画部

（装備課）

第80条 装備課に、装備調整官1人を置く。

2 装備調整官は、課長の命を受け、装備課の所掌事務を整理する。

第81条 装備課に、次の5班及び技術支援室を置く。

企 画 班

研 究 班

装備基準班

装備情報班

調達管理班

（企画班）

第82条 企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 行動の計画に関し必要な調達、補給及び整備の計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の総合調整に関する事。

(2) 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備の計画並びにその実施の総合調整に関する事。

(3) 主要装備品の装備計画に関する事。

(4) 別に定める装備品及び役務の選定に関する事。

(5) 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備を任務とする部隊等に関する事。

(6) 部内及び課内の事務の総括及び庶務に関する事。

(7) 部内における物品供用官事務に関する事。

（研究班）

第83条 研究班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備に関する業務の研究改善に関する事。

(2) 航空装備品等の品質管理に関する事。

（装備基準班）

第84条 装備基準班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空装備品等の調達、補給、物品管理及び整備並びに航空装備品等に関する役務の調達に関する基準の設定及び研究改善に関すること（調達管理班の所掌に属するものを除く。）。

(2) 技術出版物に関する制度に関すること。

（装備情報班）

第85条 装備情報班は、航空装備品等の調達、補給、物品管理及び整備並びに航空装備品等に関する役務の調達に関する基準の資料の収集整理に関する事務をつかさどる（調達管理班の所掌に属するものを除く。）。

（調達管理班）

第86条 調達管理班は、航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達に関し次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 調達計画の調整に関すること。

(2) 基準の設定、研究改善及び資料の収集整理に関すること（経費に係るものに限る。）。

（技術支援室）

第87条 技術支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空装備品等の研究改善に関する計画及び総合調整に関すること。

(2) 航空装備品等の実用性評価を任務とする部隊に関すること。

(3) 発明及び考案に関すること。

(4) 航空装備品等の研究改善、認定、制式、規格及び技術資料の収集整理に関すること。

(5) 航空装備品等の取扱いに関する技術指導に関すること。

（整備・補給課）

第88条 整備・補給課に、整備・補給調整官1人を置く。

2 整備・補給調整官は、課長の命を受け、整備・補給課の所掌事務を整理する。

第89条 整備・補給課に、次の6班及び補給室を置く。

総括班

航空機班

搭載通信電子班

高射班

武器弾薬班

通信・電子システム班

（総括班）

第90条 総括班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備の総合計画及びその実施の総合調整に関すること。

(2) 課内の事務の総括及び庶務に関すること。

(航空機班)

第91条 航空機班は、航空機、地上支援器材等及びこれらの部品に関し次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空機の保管及び国有財産（航空機）に関すること。

(2) 補給、物品管理及び整備の計画に関すること（装備課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 補給指令及び整備指令に関すること。

(4) 故障及び事故並びに不具合事項の対策に関すること。

(5) 補給、物品管理及び整備に関する技術指導に関すること。

(搭載通信電子班)

第92条 搭載通信電子班は、搭載通信電子器材及びこれらの部品に関し前条第2号から第5号までに掲げる事務をつかさどる。

(高射班)

第93条 高射班は、地对空誘導弾、基地防空火器、地对空射撃訓練用標的及びこれらの部品に関し第91条第2号から第5号までに掲げる事務をつかさどる。

(武器弾薬班)

第94条 武器弾薬班は、火器、航空機搭載誘導武器、弾薬、標的及びえい航器材、火工品等及びこれらの部品に関し第91条第2号から第5号までに掲げる事務をつかさどる（高射班の所掌事務に属するものを除く。）。

(通信・電子システム班)

第95条 通信・電子システム班は、通信器材（搭載通信電子器材を除く。）、電波器材、気象器材、写真器材、訓練器材（標的及びえい航器材を除く。）、計測器等及びこれらの部品並びに電子計算機のプログラムに関し第91条第2号から第5号までに掲げる事務をつかさどる。

(補給室)

第96条 補給室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画に関すること（装備課の所掌に属するものを除く）。

(2) 車両、施設器材、救命装備品等、需品及びこれらの部品並びに燃料類（以下この条において「車両等」という。）の補給、物品管理及び整備の計画に関すること。

(3) 防衛装備庁に対する航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達要求に関すること。

- (4) 航空自衛隊が行う航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達に関する調達指令に関すること。
- (5) 車両等の補給指令及び整備指令に関すること。
- (6) 車両等の故障及び事故並びに不具合事項の対策に関すること。
- (7) 航空自衛隊が行う航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達に関する技術指導に関すること。
- (8) 車両等の補給、物品管理及び整備に関する技術指導に関すること。

第7章 監理官、会計監査室、副監理官、監察官、副監察官、次席法務官、次席衛生官及び衛生官

(監理官、会計監査室、副監理官、監察官及び副監察官)

第97条 監理監察官の事務を行うため、監理官1人、会計監査室及び別に定める数の副監理官並びに監察官1人及び別に定める数の副監察官を置く。

- 2 監理官は、監理監察官の命を受け、会計監査室及び副監理官の事務の調整及び整理並びに庶務に関する事務をつかさどる。
- 3 会計監査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 会計の監査に関すること。
  - (2) 中央調達要求書の審査に関すること。
- 4 副監理官は、監理監察官の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 業務計画の方式並びに業務計画の作成、実施及び実施の検討の手續に関すること。
  - (2) 業務計画の実施の検討に関すること。
  - (3) 隊務の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関すること。
  - (4) 統計に関すること。
  - (5) 報告統制に関すること。
  - (6) 監理事務に関する技術指導に関すること。
- 5 監察官は、監理監察官の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 副監察官の事務の調整及び整理並びに庶務に関すること。
  - (2) 物品供用官事務に関すること。
- 6 副監察官は、監理監察官の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 監察に関すること。
  - (2) 飛行安全及び地上安全に関すること。
  - (3) 航空事故及び地上事故の調査に関すること。

(次席法務官及び法務官)

第98条 首席法務官の下に次席法務官1人及び法務官4人を置く。

2 次席法務官は、首席法務官の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法務官の事務の調整及び庶務に関すること。

(2) 物品供用官事務に関すること。

3 法務官は、首席法務官の命を受け、別表第1に定めるところにより、首席法務官の事務を分掌する。

(次席衛生官及び衛生官)

第99条 首席衛生官の下に、次席衛生官1人及び衛生官5人を置く。

2 次席衛生官は、首席衛生官の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 衛生官の事務の調整及び整理並びに庶務に関すること。

(2) 物品供用官事務に関すること。

3 衛生官は、首席衛生官の命を受け、別表第2に定めるところにより、首席衛生官の事務を分掌する。

## 第9章 雑則

(総括の定義)

第100条 課内の事務の総括とは、課の所掌する事務の企画立案又は計画の実施に必要な基準若しくは方式等を定めて、その実施を調整することをいう。

2 部内の事務の総括とは、部内の各課の事務を調整し、及び整理することをいう。

(室長及び班長)

第101条 室に室長を、班に班長を置く。

2 会計監査室長は、監理監察官の、課の室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

3 班長は、課長の命を受け、班務を掌理する。

(委任事項)

第102条 この訓令に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織の細部に関し必要な事項は、幕僚長が定める。

## 附 則

この訓令は、昭和34年6月1日から施行する。

附 則 (昭和35年4月30日航空自衛隊訓令第2号)

この訓令は、昭和35年5月1日から施行する。

附 則 (昭和35年8月30日航空自衛隊訓令第8号)

この訓令は、昭和35年9月1日から施行する。

附 則 (昭和36年2月20日防衛庁訓令第7号)

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和36年7月15日航空自衛隊訓令第4号）

この訓令は、昭和36年7月15日から施行する。

附 則（昭和37年9月22日航空自衛隊訓令第5号）

この訓令は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（昭和40年7月3日旧航空自衛隊訓令第4号）

この訓令は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月30日航空自衛隊訓令第4号）

この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則（昭和42年10月7日航空自衛隊訓令第5号）

この訓令は、昭和42年10月25日から施行する。

附 則（昭和43年9月10日航空自衛隊訓令第1号）

この訓令は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月18日防衛庁訓令第26号）抄

1 この訓令は、昭和45年6月22日から施行する。

附 則（昭和47年6月28日航空自衛隊訓令第23号）

この訓令は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月8日航空自衛隊訓令第12号）

この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和51年9月16日航空自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月15日航空自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和52年12月20日から施行する。

附 則（昭和53年1月30日航空自衛隊訓令第4号）

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年4月4日航空自衛隊訓令第12号）

この訓令は、昭和53年4月5日から施行する。

附 則（昭和54年4月4日航空自衛隊訓令第12号）

この訓令は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則（昭和54年9月22日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月5日航空自衛隊訓令第26号）

この訓令は、昭和55年4月5日から施行する。

附 則（昭和57年9月28日航空自衛隊訓令第27号）

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月5日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、昭和58年4月5日から施行する。

附 則（昭和59年4月11日航空自衛隊訓令第18号）

この訓令は、昭和59年4月11日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日航空自衛隊訓令第19号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（昭和60年9月27日航空自衛隊訓令第26号）抄

1 この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月25日防衛庁訓令第47号）抄

1 この訓令は、昭和60年12月25日から施行する。

附 則（昭和61年4月5日航空自衛隊訓令第21号）

この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則（昭和61年12月19日航空自衛隊訓令第27号）

この訓令は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日航空自衛隊訓令第21号）

この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日航空自衛隊訓令第25号）

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成元年3月15日航空自衛隊訓令第13号）

この訓令は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成2年6月8日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、平成2年6月8日から施行する。

附 則（平成2年10月1日防衛庁訓令第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年4月12日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（平成4年4月10日航空自衛隊訓令第22号）

この訓令は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成4年6月26日防衛庁訓令第47号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年5月28日防衛庁訓令第42号）

この訓令は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日航空自衛隊訓令第14号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月11日航空自衛隊訓令第7号）

この訓令は、平成8年5月11日から施行する。

附 則（平成9年1月17日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成9年4月1日航空自衛隊訓令第22号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日航空自衛隊訓令第6号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日航空自衛隊訓令第8号）

この訓令は、平成12年3月31日から施行する。

附 則（平成13年1月6日防衛庁訓令第2号抄）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日航空自衛隊訓令第29号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日航空自衛隊訓令第13号）

この訓令は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成15年3月31日航空自衛隊訓令第21号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日航空自衛隊訓令第30号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊訓令第17号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月28日防衛庁訓令第83号）

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）抄



(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日防衛省訓令第28号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。

附 則 (平成19年8月30日防衛省訓令第145号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日防衛省訓令第29号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日防衛省訓令第16号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月6日防衛省訓令第15号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日防衛省訓令第10号)

この訓令は、平成26年3月26日から施行する。

附 則 (平成26年5月30日防衛省訓令第35号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成26年5月30日) から施行する。

附 則 (平成26年12月9日航空自衛隊訓令第23号)

この訓令は、平成26年12月10日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日防衛省訓令第39号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月26日防衛省訓令第57号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

(航空幕僚監部の内部組織に関する訓令の一部改正に伴う経過措置)

第5条 人事評価訓令附則第3条、第4条及び第6条の規定によりなお従前の例によることとされた一部改正訓令附則第2項の規定により、定期評定の期日が9月30日とされている勤務評定訓令の規定による定期評定を行なう場合、人事評価訓令の施行の日の前日において条件付採用期間中であった隊員の勤務評定訓令の規定による特別評定を行なう場合及び平成28年10月1日平成29年9月30日までの間における勤務評定訓令第14条に規定する勤務の評定を行なう場合は、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月26日防衛省訓令第15号）

（施行期日）

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年3月20日防衛省訓令第5号）

（施行期日）

この訓令は、平成31年3月26日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

別表第1 (第98条関係)

担 当	所 掌 事 務
企画・訴訟	(1) 法務の事務の総合計画に関すること。 (2) 訴訟に関すること。
賠償・補償	損害賠償及び損失補償に関すること。
法規審査	(1) 例規案その他特に命ぜられた重要な文書の審査に関すること。 (2) 航空自衛隊に関する法制に関すること。
法律支援	法令の調査及び研究に関すること（法規審査担当の法務官の所掌に属するものを除く。）。

別表第2 (第99条関係)

担 当	所 掌 事 務
企 画	(1) 保健衛生の総合計画に関すること。 (2) 医療に係る事務に関すること。 (3) 病院その他保健衛生施設に関すること。 (4) 公務災害等の医学的判定に関すること。
衛 生	(1) 健康管理に関すること（歯科担当及び航空衛生担当の衛生官の所掌に属するものを除く。）。 (2) 環境衛生、食品衛生及び防疫に関すること。 (3) 前2号に掲げる事務に関する技術指導に関すること
歯 科	(1) 歯科医療に関すること（企画担当の衛生官の所掌に属するものを除く。）。 (2) 歯科衛生に関すること。 (3) 歯科衛生に関する技術指導に関すること。
薬 務	(1) 薬務に関すること（企画担当の衛生官の所掌に属するものを除く。）。 (2) 薬務に関する技術指導に関すること。 (3) 衛生資材の制式及び規格に関すること。 (4) 衛生資材の研究改善に関すること。
航 空 衛 生	(1) 医療に関すること（企画担当、歯科担当及び薬務担当の衛生官の所掌に属するものを除く。）。 (2) 適性検査に関すること（知能、性格等に関する適性検査を除く。）。 (3) 前2号に掲げる事務に関する技術指導に関すること。 (4) 航空医学の調査及び研究を任務とする部隊に関すること。